

山梨県公報

第三百五十八号

令和五年

三月六日

月 曜 日

目次

告示

○道路の区域変更(五件)……………一五

○道路の供用開始……………一六

○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………一七

公告

○土地改良法第八十八条第一項の規定による県営土地改良事業計画の変更……………一七

○公共測量の終了……………一七

企業局

○米倉山次世代エネルギーシステム研究開発ビレッジ(Nearad)管理規程……………一七

○山梨県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程……………二〇

告示

山梨県告示第五十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から令和五年三月二十七日まで一般の縦覧に供する。

令和五年三月六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 道路の種類 県道
- 路線名 北杜富士見線
- 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)

区間	旧	新	延長(メートル)
北杜市大泉町谷戸字並木上八九九三番一地	二一・五	二一・七	三四・四
先から	二八・五	七二・六	
北杜市大泉町谷戸字並木上八九九三番一地			
先まで			

山梨県告示第五十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から令和五年三月二十七日まで一般の縦覧に供する。

令和五年三月六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 道路の種類 県道
- 路線名 北杜富士見線
- 道路の区域

区間	旧	新	延長(メートル)
北杜市大泉町谷戸字並木上八九九三番一地	二〇・三	二三・五	一一二・一
先から	三五・四	一三九・〇	
北杜市大泉町谷戸字並木上八九九三番一地			
先まで			

山梨県告示第六十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から令和五年三月二十七日まで一般の縦覧に供する。

令和五年三月六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 北杜富士見線
- 三 道路の区域

区間 北杜市大泉町谷戸字並木上八九九三番一 地 先から 北杜市大泉町谷戸字並木上八九九三番一 地 先まで	旧新 敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧 二三・二 三・八・三	新 二五・六 五五・九
旧 一六四・四	新 一六四・四	

山梨県告示第六十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から令和五年三月二十七日まで一般の縦覧に供する。

令和五年三月六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 北杜富士見線
- 三 道路の区域

区間 北杜市大泉町西井出字井富六九四九番一 地 先から 北杜市大泉町西井出字井富六九四九番一 地 先まで	旧新 敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧 一七・六 一七・九	新 一七・六 九・二
旧 九・二	新 九・二	

二〇・六

山梨県告示第六十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から令和五年三月二十七日まで一般の縦覧に供する。

令和五年三月六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 県民の森公園線
- 三 道路の区域

区間 南アルプス市上市之瀬字中尾山一七六〇番 地先から 南アルプス市中野字城山三二二番一 地先 まで	旧新 敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧 二〇・三 五八・〇	新 二〇・三 四七・四
旧 六六・〇	新 六六・〇	

四 区域変更の期日 令和五年三月三十一日

山梨県告示第六十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所身延支所において、この告示の日から令和五年三月二十七日まで一般の縦覧に供する。

令和五年三月六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の一路線名	区間	延長	供用開始の
---------	----	----	-------

種類		(メートル)	期日
県道	身延本栖線	三一・〇	令和五年三月十日
	南巨摩郡身延町波木井字一里松 三一・一六番一地先から 南巨摩郡身延町波木井字一里松 三一・一四番一地先まで		

山梨県告示第六十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七條第一項の規定により土砂災害警戒区域を、同法第九條第一項の規定により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県土整備部砂防課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

令和五年三月六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 土砂災害警戒区域

市町村名	土砂災害警戒区域の名称	自然現象の種類	区域の表示	指定事項	指定告示
上野原市	八ツ沢の1	急傾斜地の崩壊	次の図のとおりの（図面省略）	新規	

二 土砂災害特別警戒区域

市町村名	土砂災害特別警戒区域の名称	自然現象の種類	区域の表示及び衝撃に関する事項	指定事項	指定告示
上野原市	八ツ沢の1	急傾斜地の崩壊	次の図のとおりの（図面省略）	新規	

公 告

● 土地改良法第八十八條第一項の規定による県営土地改良事業計画の変更
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八條第一項の規定により県営土地改良事業（ゆずの郷地区農業競争力強化基盤整備事業）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七條第五項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査請求をすることができる。また、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。

令和五年三月六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 縦覧書類 変更後の県営土地改良事業計画書の写し
- 縦覧期間 この公告の日から令和五年四月三日まで
- 縦覧場所 富士川町役場
- 審査請求期間 この公告の日から令和五年四月十八日まで
- 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から令和五年九月六日まで

● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九條において準用する同法第十四條第二項の規定により富士・東部建設事務所から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九條において準用する同法第十四條第三項の規定により公示する。

令和五年三月六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 測量の種類 公共測量（道路管理）
- 測量の地域 富士・東部建設事務所の所管区域全域
- 測量の期間 令和四年五月九日から令和五年一月三十一日まで

企 業 局

山梨県企業局管理規程第三号

米倉山次世代エネルギーシステム研究開発ビレッジ (Mesrad) 管理規程を次のように定める。

令和五年三月六日

山梨県公営企業管理者 中 澤 宏 樹

米倉山次世代エネルギーシステム研究開発ビレッジ (Nesrad) 管理規程

(趣旨)

第一条 建物等の維持管理及び保安に関しては、消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)その他関係法令及び別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第二条 この規程において用いる用語の定義は以下のとおりとする。

一 「Nesrad」とは、米倉山次世代エネルギーシステム研究開発ビレッジをいう。

二 「建物等」とは、Nesradの実証研究の用に供する土地、立木、建物、施設及び

研究設備並びにこれらに附帯する工作物その他のものをいう。

三 「企業局」とは、山梨県企業局をいう。

四 「入居企業等」とは、企業局が実施する米倉山電力貯蔵技術研究サイトを用いた

実証研究・研究開発プロジェクトの提案が採択された企業等をいう。

五 「実証研究」とは、企業局、入居企業等が実施する米倉山電力貯蔵技術研究サイ

トを用いた実証研究・研究開発プロジェクトをいう。

六 「従業員等」とは、企業局が実施する米倉山電力貯蔵技術研究サイトを用いた実

証研究・研究開発プロジェクトの提案が採択された企業等の従業員及び役員をい

う。

七 「公営企業管理者」とは、山梨県公営企業の設置等に関する条例(昭和四十一年

山梨県条例第四十二号)第四条に規定する管理者をいう。

(建物等の管理体制)

第三条 建物等の維持管理及び保安に係る業務を行うため、Nesradに建物等管理者及

び建物等責任者(以下「建物等管理者等」という。)を置く。

2 建物等管理者は、公営企業管理者をもって充てる。

3 建物等責任者は、新エネルギーシステム推進室長をもって充てる。

(建物等管理者等の任務)

第四条 建物等管理者は、建物等の維持管理及び保安に係る業務を管理する。

2 建物等責任者は、建物等管理者を補佐し、建物等の維持管理及び保安に係る業務を

行う。

(建物等の使用)

第五条 従業員等は、Nesradの実証研究の目的のために建物等を使用するものとす

2 従業員等は、Nesradの実証研究以外の目的のために建物等を使用しようとする場

合は、建物等管理者の許可を受けなければならない。

3 建物等管理者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合において必要と認める

ときは、前項の許可をすることができる。この場合において、建物等管理者は、建物

等の維持管理又は保安のために必要な指示をし、又はその使用について条件を付すこ

とができる。

一 Nesradの実証研究に支障を及ぼさないこと。

二 建物等内の秩序を乱さないこと。

4 従業員等が福利厚生活動のために建物等のうち土地を使用しようとする場合であつ

て、前項の要件を満たしたうえで建物等管理者に事前に申告を行い、建物等管理者か

ら中止の指示がないときは、第二項の許可を受けたものとみなす。

(建物等の維持管理)

第六条 建物等管理者等は、建物等の状態、使用状況等を把握し、常に良好な状態で使

用できるよう努めなければならない。

2 建物等管理者等は、建物等の清掃、美化等を管理し、建物等を常に清潔に保つよう

必要な措置を講ずるものとする。

(従業員等の義務)

第七条 従業員等は、建物等管理者等の建物等の維持管理又は保安のためにする指示に

従わなければならない。

(使用、立入制限等)

第八条 建物等管理者は、建物等の維持管理又は保安のため必要があると認める場合

は、その全部又は一部について使用、立入り等の制限又は禁止をすることができる。

2 従業員等は、次に掲げる施設、室等に、みだりに立ち入ってはならない。

一 共通事務室

二 備品庫

三 倉庫2(二階東側のトイレ北側倉庫)

四 倉庫3(二階東側のトイレ西側倉庫)

五 一階消火ポンプ室

六 一階、二階電気パイプスペース(EPS)

七 その他建物等管理者が指定する場所

(物品の販売等)

第九条 従業員等は、建物等において物品の販売、宣伝又は契約の仲介その他これに類

する行為(以下「物品の販売等」という。)をしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、建物等管理者は、特別の事情があると認める場合は、従

業員等に対し、建物等における物品の販売等を許可することができる。

3 前項の規定による許可を受けようとする従業員等は、建物等管理者に事前に申請を行わなければならない。

(掲示)

第十条 従業員等は、建物等管理者に届け出なければ、建物等において、文書、図面等を頒布し、又は掲示物を掲示してはならない。ただし、入居企業等が借り受ける区画内にあつては、この限りでない。

2 建物等管理者は、前項の規定による届出があつた場合は、その頒布又は掲示場所を指定し、並びにあらかじめその文書、図面等又は掲示物の提示を求め、及びその内容を確認することができる。

(駐車等)

第十一条 従業員等は、建物等において建物等管理者が指定する駐車区域、駐車場又は保管場所等以外の場所に車両又は自転車等を駐車し、駐輪し、又は保管してはならない。

(退去命令等)

第十二条 建物等管理者は、建物等において次の各号のいずれかに該当する従業員等に対して、その行為の禁止又は建物等からの退去若しくは建物等への立入りの禁止を命ずることができる。

一 銃器、凶器その他の危険物を建物等に持ち込み、又は持ち込もうとする者

二 他の従業員等に面会を強要する者

三 寄附の強要又は押売りをする者

四 建物等管理者が立入りを禁止した区域に立ち入り、又は立ち入ろうとする者

五 第十条第一項の規定による届出なく文書又は図面等を頒布し、若しくは掲示物を掲示し、又はこれらの行為をしようとする者

六 多数集合し、放歌高唱し、拡声器による放送をし、若しくはねり歩き、又はこれらの行為をしようとする者

七 座り込み、通行の妨害になる行為若しくは妨害になるおそれのある行為をし、又はこれらの行為をしようとする者

八 建物等を損傷、汚損その他建物等の環境を害する行為をし、又はしようとする者

九 旗、のぼり、懸垂幕、プラカード、立看板その他これらに類する物を掲げ、又は掲げようとする者

十 その他建物等の管理に支障があると認められる行為若しくは従業員等の安全をおびやかすような行為をし、又はしようとする者

(撤去命令等)

第十三条 建物等管理者は、建物等において、次の各号のいずれかに該当する物を所有する、又は所持する従業員等に対して、その移動、撤去又は搬出を命ずることができる。

一 銃器、凶器その他の危険物

二 拡声器又は宣伝用自動車

三 建物等を損傷する若しくは汚損する物又は建物等の環境を害する物

四 建物等に掲揚され、掲示され、若しくは貼りつけられ、又は持ち込まれた旗、のぼり、懸垂幕、プラカード、立看板その他これらに類する物

五 第十一条の規定により建物等管理者が指定した駐車区域、駐車場又は保管場所等以外に駐車、駐輪又は保管された車両又は自転車

六 その他建物等内の秩序及び管理に支障が生じ、若しくは支障が生ずるおそれがあると認められる物又は従業員等の安全保持上支障があると認められる物

(修復等)

第十四条 建物等管理者は、第十二条各号のいずれかに該当する従業員等又は前条各号のいずれかに該当する物を所有する、又は所持する従業員等が建物等を損傷し、汚損し、又は建物等の環境を害した場合は、当該従業員等又はその所属する入居企業等に対し、その修復を命ずることができる。

2 建物等管理者は、次に掲げる場合は、前条各号に掲げる物を移動、撤去又は搬出することができる。

一 前条各号に掲げる物の所有者又は所持者が移動、撤去又は搬出の命令に従わない場合

二 前条各号に掲げる物の所有者又は所持者の所在が不明な場合であつて、当該物の移動、撤去又は搬出を命じられないとき。

三 緊急に移動、撤去又は搬出する必要があると認める場合
(許可の条件等)

第十五条 建物等管理者は、この規程に定める許可、指定等をする場合は、建物等の維持管理及び保安のために必要な指示をし、又は条件を付すことができる。

2 建物等管理者は、従業員等が建物等管理者の許可の内容又は前項の指示若しくは条件に違反した場合は、当該許可を取り消すことができる。

(保安措置)

第十六条 建物等管理者は、第十二条から第十四条までに定めるもののほか、建物等について必要な保安措置を講ずるものとする。

(準用)

第十七条 第三条及び第七条から前条までの規定は、従業員等以外の者について準用す

る。

(雑則)

第十八条 建物等に係る事故、災害等の防止及び事故、災害その他非常の際における措置に関して必要な事項は、別に定める。

2 建物等に係る出入口の開閉時刻、休日等の出入り、施錠、鍵の保管に関して必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、公布の日から施行し、令和四年十二月一日から適用する。

山梨県企業局管理規程第四号

山梨県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年三月六日

山梨県公営企業管理者 中 澤 宏 樹

山梨県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

山梨県企業職員の給与に関する規程(昭和四十二年山梨県企業局管理規程第四号)の一部を次のように改正する。

第五条の二第二項中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「第二十二條の四第一項」に、「再任用企業職員」を「定年前再任用短時間勤務企業職員」に改め、同条第二項中「再任用企業職員」を「定年前再任用短時間勤務企業職員」に、「(育児短時間勤務企業職員等にあつてはその額に前項第一号又は第二号に定める数を、再任用短時間勤務企業職員にあつてはその額に次の)を」に、「次の」に改め、「それぞれ」を削り、「とし、その」を「(その)」に、「額とする。」を「額」に改め、同条第三項中「前二項」を「第一項」に改め、同条第四項を削る。

附則

(施行期日)

1 この規程は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 暫定再任用企業職員(山梨県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和四年山梨県条例第四十七号)附則第三条第一項若しくは第二項、第四条第一項若しくは第二項、第五条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項の規定により採用された企業職員をいう。第四項において同じ。) (短時間勤務の職を占める暫定再任用企業職員(次項において「暫定再任用短時間勤務企業職員」という。)を除く。)に対する改正後の第五条の二の規定の適用については、同条第一項

中「別表第三の二」とあるのは、「別表第三の三」とする。
3 暫定再任用短時間勤務企業職員は、定年前再任用短時間勤務企業職員とみなして、改正後の第五条の二の規定を適用する。
4 暫定再任用企業職員は、定年前再任用短時間勤務企業職員とみなして、改正後の第九条の規定を適用する。